

ハード事業

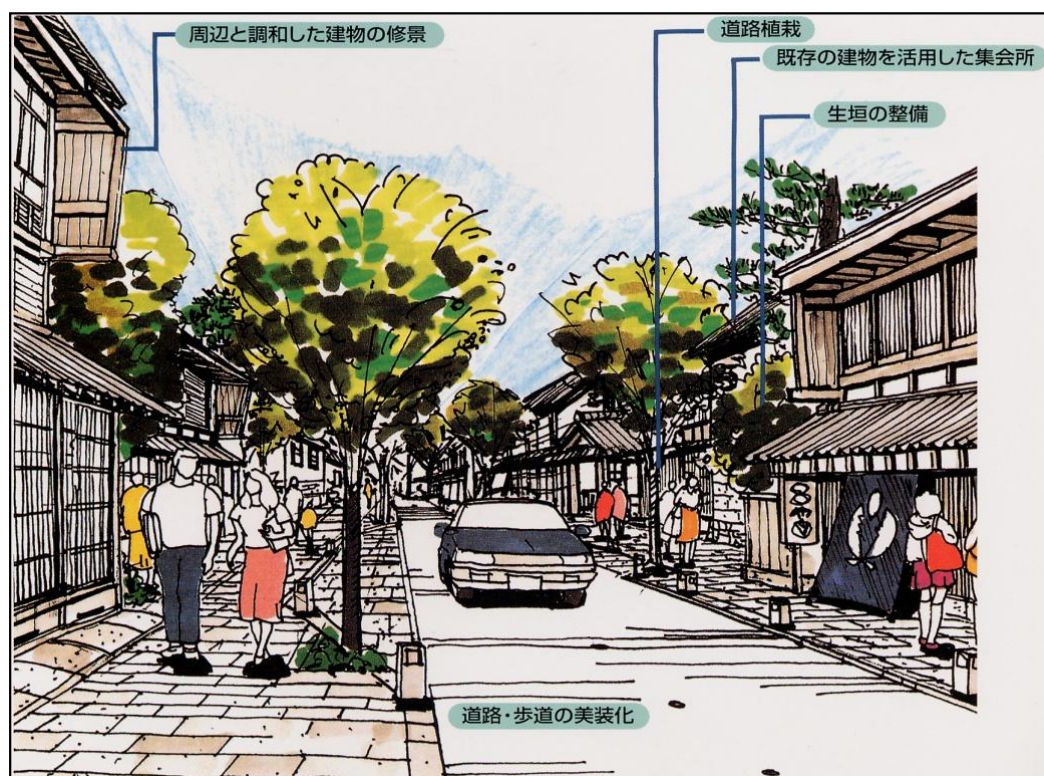
○街なみ環境整備事業

※社会資本整備総合交付金等の基幹事業
令和8年度概算要求額：社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
(官民連携基盤整備推進調査費)

令和8年度概算要求額：398百万円

概要

観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、民間の事業活動等と一体的に行う国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、地方公共団体が実施する基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。

事業イメージ



○支援内容: インフラ整備の事業化検討に必要な調査

- ① 概略設計：基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概算事業費算出 等
- ② 基礎データ収集：概略設計に必要な地形、地質、交通量等の調査 等
- ③ 整備効果検討：インフラ整備による効果、便益、経済効果の検討 等
- ④ PPP/PFI導入可能性検討：PPP/PFI手法の選定、官民の役割分担、VFMの算定 等

事例

■ 広域観光拠点整備の検討 (道の駅の整備事例)



対象者

地方公共団体（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））

対象事業

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業
（**道路、河川、海岸、港湾、都市公園、都市整備、空港等**の公共土木施設）
の事業化に向けて必要な調査検討の経費

① 施設整備の内容に関する調査

（基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）

② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

（PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等）

支援内容

事業化検討段階の基盤整備の調査設計・・・補助率： 1 / 2 以内

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

年間3回の募集を予定しています（応募状況により、変更する場合があります）

① 国土交通省への応募書類の提出

（予定：第1回募集 1月下旬頃

第2回募集 4月中旬頃

第3回募集 6月中旬頃）

備考

ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室

TEL： 03-5253-8111（内線29-916） 03-5253-8360（直通）

Mail： hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp

○離島活性化交付金

令和8年度概算要求額：1,202百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ※産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業
(地方自治体毎に3事業まで。)
- ◆事業期間：原則として3年以内
- ◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - 雇用の創出のための戦略産品開発
 - 戦略産品(5品目まで)の輸送費支援
 - 企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)
- ・定住誘引事業
 - U・I・Jターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
 - コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
 - ドローン、グリーンズローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
 - 買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - 中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進
 - 離島留学に関する支援(寄宿舎運営費・整備費等)、離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

○「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・I・Jターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など

○「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

備考

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○離島広域活性化事業

令和8年度概算要求額：社会資本整備総合交付金の内数

概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。

事業イメージ

離島広域活性化事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進、定住誘引、流通効率化及び定住基盤強化に係る施設等のハード事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体…予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※ 土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%(上限事業費541万円)
- ◆事業期間：原則として3～5年以内

目的：一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○定住促進住宅整備事業 ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備
(既存施設の改修等及び新築) ○定住誘引施設整備事業 ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築) ・交流施設の整備(既存施設の改修等)※2 ※1.定住促進住宅整備事業、定住誘引施設整備事業についても、民間団体による事業・民間所有施設を利用した事業も対象 ※2.交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象 ○流通効率化関連施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○定住基盤強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備 ・防災活動拠点の改修 ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備(施設整備を伴わない設備等を除く)
(防災目的の高付加価値コンテナを含む) ・感染症対策等の隔離施設への改修等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替 <p>※離島における二地域居住を促進するため、特定居住促進計画に基づき実施する事業を重点配分対象事業に設定。
なお、各事業には、基幹事業と一体となって効果を発揮するために必要な効果促進事業(ソフト事業)を含むことができる。</p> |
|--|---|

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

- 定住促進住宅整備事業
 - ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築）
- 定住誘引施設整備事業
 - ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）
 - ・地域交流施設の整備（既存施設の改修及び新築）
（例：地域・観光交流センター、自然体験施設等）
- 流通効率化関連施設整備事業
 - ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備
- 定住基盤強化事業
 - ・避難施設の整備、防災活動拠点の改修、避難路、案内板等簡易な施設の整備等、緊急時物資等輸送施設の整備、災害応急対策施設の整備、感染症対策等の離隔施設への改修等、土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

- 都道府県、市町村、一部事務組合
 - 予算の範囲内で各事業の1/2以内
- 民間団体
 - 予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
 - ※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内
 - ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%（上限事業費541万円）

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更無し

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○地域再生制度

概 要

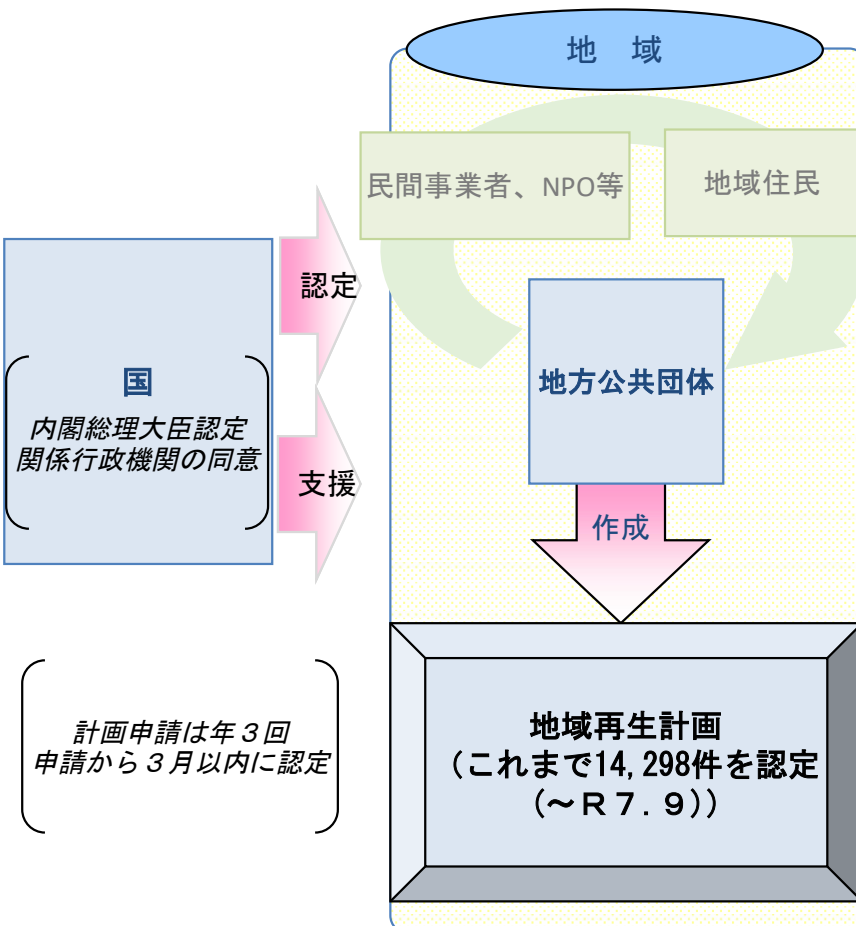
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ①新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
(R6創設)
(注)デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ)(R4創設)等を新たに位置付けたもの。
(注)R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすることとした。
- ②企業版ふるさと納税
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)
(H27創設、H30改正、R6改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画)(H30創設)
- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画)(H27創設)
(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)
- ⑧生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設、R6改正)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑪民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例)(R1創設)
- ⑫補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設) 等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

▶地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策については、HPにて公表している。

▶詳細はこちら

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/250328/07_250328_jimurennraku_attachment.pdf

▶観光地域づくりに資する施策例

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL：03-5510-2474

○中心市街地活性化制度

令和8年度概算要求額：
27百万円

概 要

- 【目 的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ

基 本 方 針
中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が
案を作成→閣議決定

地域ぐるみの取組

（まちづくり会社・商工会議所・市町村・地域住民・民間事業者等）
中心市街地活性化協議会

基本計画
への意見

中心市街地活性化
基本計画
＜市町村が作成＞

- 基本的な方針
 - 位置及び区域
 - 目標（定量的な数値目標）
 - 計画期間（概ね5年以内）
 - 中心市街地活性化のための事業
 - フォローアップ
 - 推進体制
- 等

申請

認定

内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議

同意

関係行政機関の長

認定計画の実施等について意見

認定中心市街地活性化基本計画

対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
（地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等）

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請上限数の緩和＋優先採択（内閣官房）
 - 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
 - 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
 - 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）
 - 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
- ・・・等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい

- 認定を目指す前年度まで
 - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
 - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
 - ・計画原案書の作成

- 認定を目指す年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、 国の支援措置について関係行政機関と調整												
事前ヒアリング												
基本計画素案の提出					★							
ヒアリング												
基本計画案の提出（完成）												
関係行政機関の長の事前同意手続												
基本計画の認定申請												
関係行政機関の長の同意手続												
基本計画の認定												★

備考

- 地方創生ホームページ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
 TEL：03-5510-2209

○地域公共交通確保維持改善事業

令和8年度概算要求額：
26,905百万円

概要

運転者等の担い手不足等に起因して、減便・廃線等が相次ぐ中、地域の実情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことは喫緊の課題。

判明した全国約2,500の「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間（R7～9）での解消を図るため、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入に加え、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、地域交通の「リ・デザイン」を全国に展開することで、持続可能な地域交通の実現を図る。

事業イメージ

共同化・協業化等の自治体・事業者の体制強化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 交通サービス提供に当たって複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化を後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、団体の立ち上げ、車両・システム・運行費等への支援)
- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
- 事業者・他分野連携によるMaaS等の高度サービス実装支援

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施



複数事業者による
共同化

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- 都道府県の先導、多様な主体の連携・協働によるものも含め、デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保を総合的に後押し（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）
- 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)
- 交通分野における人材確保支援（2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援）



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

■ 地域交通DXによる生産性等の向上

(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)

■ ローカル鉄道再構築（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）（地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援）

地域公共交通の維持・確保等

○地域公共交通の維持・確保

地域公共交通計画に基づくバス路線等の運行支援、離島航路、航空路の運航支援 等

対象者

交通事業者、地域における協議会又は地方公共団体 等

対象事業（調整中）

- ①地域公共交通確保維持事業
- ②地域公共交通バリア解消促進等事業
- ③地域公共交通調査等事業
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等
- ⑥旅客運送事業者人材確保支援
- ⑦自動運転社会実装推進事業

等

※「交通空白」解消に向け、タクシー等の導入に当たり、具体的な導入手段に関する調査から実証運行までに生じる経費を支援

※交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」のプロジェクトのほか、地域の公共交通のり・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」や「地域交通DXの推進」を支援。

等

支援内容（補助率等）（調整中）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2等
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト・・・2/3等
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等・・・1/2等
- 旅客運送事業者人材確保支援・・・1/2等
- 自動運転社会実装推進事業・・・4/5

等

支援手続スケジュール

未定

備考

参考URL：

（公共交通政策）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8396

○ローカル10,000プロジェクト
(地域経済循環創造事業交付金)

令和8年度概算要求額：
1,515百万円

概要

産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する。

事業イメージ

支援対象

民間事業者等の初期投資費用
(施設整備・改修費、機械装置費、備品費等)

公費による交付額

国費

地方費

地域金融機関による融資等

・公費による交付額以上

自己
資金等

事例

島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
古民家を活用した宿泊施設
とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家
等活用支援事業



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
鹿児島活性化事業



対象者

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、助成を行う地方公共団体に交付金を交付

対象事業

- ①地域密着型（地域資源の活用）
- ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クワッドファンディング
- ④新規性（新規事業）
- ⑤モデル性

の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業

支援内容（補助率等）

○公費による交付額の上限

→ 原則2,500万円

融資額等が公費による交付額の

- ・ 1.5 倍以上 2 倍未満の場合：3,500万円
- ・ 2 倍以上の場合：5,000万円

○補助率

→ 原則、公費による交付額の 1 / 2

条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は 2 / 3

特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は 3 / 4

重点支援

以下の事業に該当し、

新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

○生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費3/4】

○脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

○地域の若者や女性の活躍に関連する事業【国費3/4】

支援手続スケジュール（予定）

実施計画書提出を随時受付、毎月末日提出〆切、翌々月下旬交付決定

【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課 TEL: 03-5253-5523

○かわまちづくり支援制度

令和8年度概算要求額：

都市水環境整備 29,640百万円の内数

社会資本整備総合交付金 586,153百万円の内数

概要

○河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。

○民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。

○民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

（水辺整備の例）

・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



閑上地区かわまちづくり（名取川/名取市）

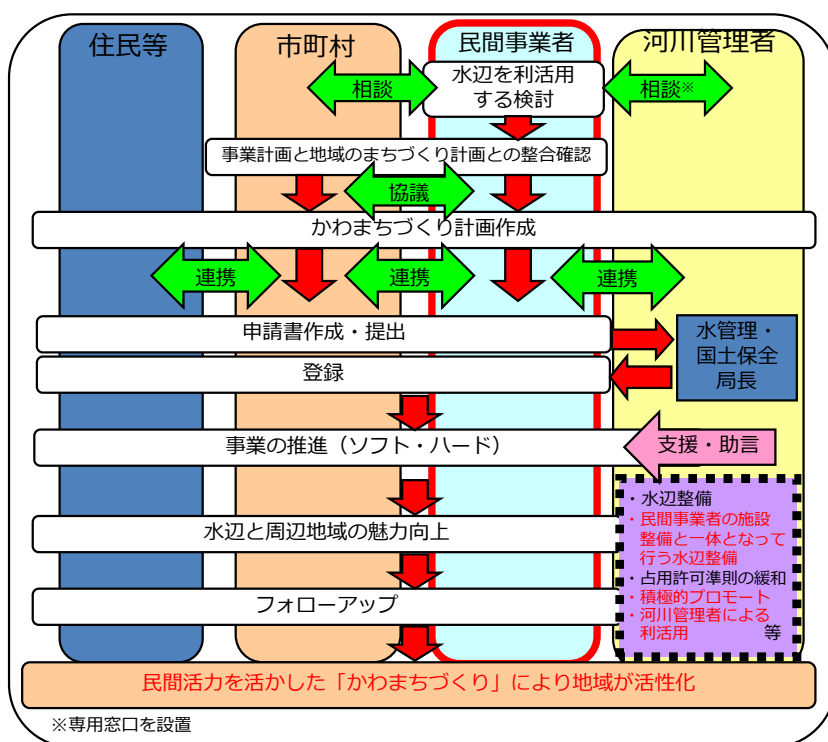


※完成イメージ

中津川市かわまちづくり（千旦林川/中津川市）

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体（推進主体）

市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者

対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

支援内容

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等で
の活用（道頓堀川／大阪市）



河岸緑地へのオープンカフェ
の設置（京橋川／広島市）

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントに
よる管理・運営（信濃川／新潟市）



河川敷広場への新たな賑わい拠点
の整備（木曽川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

- ・治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理用通路や親水護岸等の施設整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



支援手続スケジュール（予定）

- ①推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
- ②水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録
※登録は夏頃を予定

【連絡先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 TEL: 03-5253-8447

かわまちづくりよろず相談窓口（略称『かわよろず』）

hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

令和8年度概算要求額：
300百万円

概要

人材確保や定着に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

事業イメージ

対象事業

①人材確保・定着の促進

宿泊業の魅力発信イベントの実施や事業者の受入体制の強化等、事業者の人材確保や定着を全面的に促進

②人材活用の高度化に向けた設備投資等支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準や生産性の向上を実現するため、自動チェックイン機、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を支援

③外国人材の確保・定着

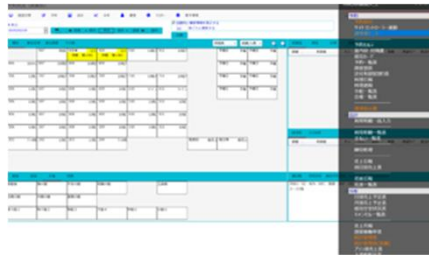
特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、事業者の受入体制の強化等

④経営の高度化

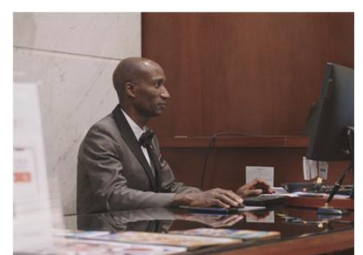
「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進



自動チェックイン機



予約等管理システム



特定技能外国人材
（宿泊業）

対象者

支援内容

○補助対象： 宿泊事業者、民間事業者等

○事業形態： ①③④調査事業等 ②間接補助事業（上限1,000万円、補助率1/2）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興）

TEL：03-5253-8367

地域一体となった持続可能な観光地経営推進事業

令和8年度概算要求額：
910百万円

概要

- コロナ後の国内外の観光需要の回復・成長軌道の中で、“持続可能な観光”に対するニーズは高まり続けており、引き続き取組を普及・深化させていくことが必要。
- 一方、**一部地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反行為等による地域住民の生活の質への懸念なども顕在化**してきており、こうした諸課題への対応に向け、行政・DMO・観光事業者・地域住民などによる地域一体となった協力体制の構築・拡張、データに基づく観光課題の原因・本質の所在の明確化、取組・実施スケジュールの具体化などの**観光地経営フローの構築・循環が重要**。
- 本事業を通して、今後の地域一体となった観光地経営の実現やオーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通じた“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、各地域における協力体制の構築・強化、データを活用した観光ビジョン・計画の見直し／具体化等を早急に図る。

事業イメージ

主な補助内容例（想定）

持続可能な観光地経営フロー



地域内の
座組形成

- ✓ ステークホルダー同士の関係性構築
- ✓ 住民の意見の取り入れ方の提案
- ✓ 各ステークホルダーのリソースと役割分担の明確化、持続可能な協力体制の構築



地域の現状・
課題把握

- ✓ データに基づく地域の強み・課題を定量的に可視化
- ✓ フィールド調査や住民とのワークショップ開催等による現場の声の反映
- ✓ SWOT分析等を活用した地域課題を構造化



地域価値
の再発見

- ✓ 観光客のニーズ分析に基づく独自性・ポテンシャルの特定
- ✓ 外部有識者等を活用した地域内で見落とされがちな魅力・観光資源の発掘
- ✓ 地域全体で共有できる価値の明瞭化・共通ブランド化



地域ビジョンの作
成

- ✓ 地域の強みや課題分析に基づく地域ならではの特徴や価値を活かしたビジョン策定
- ✓ ビジョンに応じたKGI・KPI・KSFの設定、到達度のモニタリング環境の提案



施策案への落
し込み

- ✓ 定めたビジョンや観光戦略に整合する施策の立案
- ✓ スケジュール、予算感、実行体制を明確にした事業構想計画の作成、地域内での理解・協力の醸成



施策実施
(ハード・ソフト)

- ✓ 地域資源の保全のための遊歩道整備や、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた混雑状況の可視化等の取組
- ✓ 多言語表記、キャッシュレス決済対応等の公共交通機関等における取組

対象者

- ① 地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査：地方公共団体、DMO等
- ② 地域における受入環境整備促進事業：地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

①【調査事業】地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査

観光産業の持続的な発展に向けて、これまでの各地域における“点”の取組や観光資源等の魅力、観光地として抱える課題及びその原因等を可視化するとともに、住民を含めた多様なプレイヤーの座組の下、課題解決を含めた将来の観光地像を描き、そこに向けた施策・ロードマップの策定といった観光地経営のフロー基盤の構築・強化を支援する。

※ 調査対象地域は、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づくロゴマークを取得している地方公共団体・DMO等を中心とする地域を想定。



②【補助事業】地域における受入環境整備促進事業

- ・ オーバーツーリズムの未然防止・抑制や地域資源の保全・活用に向けた地域の取組を支援
- ・ 「観光の足」確保に向けた、入国から目的地までの移動を円滑に実施するための交通サービスの受入環境整備を支援

受入環境の整備・増強



公共交通機関等における
キャッシュレス決済

需要の分散・平準化



観光スポットや周辺エリアの混雑状況の可視化・リアルタイム配信

マナー啓発



マナー啓発のためのコンテンツ制作、
看板・デジタルサイネージ等の整備

地域資源の保全・活用



自然保護のための
遊歩道の整備

支援内容（補助率等）

- ①地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査：定額
- ②地域における受入環境整備促進事業：事業費の1/2、1/3等

昨年度からの変更のポイント

「持続可能な観光推進モデル事業」を終了し、①の「地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査」を創設予定。地域の多様なプレイヤーの巻き込み、データに基づく地域の強み・課題の洗い出し、施策・ロードマップの策定といった観光地経営のフロー基盤の構築・強化を支援する。

支援手続スケジュール（予定）

- ①令和8年4月下旬頃～5月下旬頃：実証地域の公募予定
令和8年7月初旬頃：採択地域の決定予定
 - ②令和8年4月下旬頃～6月下旬頃：補助事業者の公募予定
令和8年8月上旬頃：交付決定・事業開始予定
- ※ 交通関係については、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

【連絡先】国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972

※②のうち交通関係は、国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL：03-5253-8396

○アイヌ政策推進交付金制度

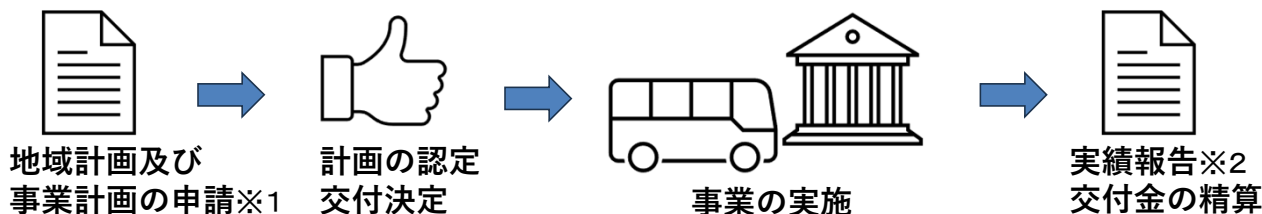
令和8年度概算要求額：
2,340百万円の内数

概要

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援

事業イメージ

スキーム



※1 申請にあたっては事業の実施についてアイヌの人々の理解や地域住民の協力が得られていることが必要
 ※2 実績報告は事業終了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出

地域計画に基づく事業例

①ガイド育成事業

アイヌ文化体験ツアーガイド等の育成



②バスツアー事業

国立アイヌ民族博物館などアイヌ文化関連施設を巡るバスツアー



③周遊ルート構築事業

アイヌ文化関連施設等を周遊する旅行商品の開発



④アイヌブランド化事業

アイヌ文化に関連した新たなブランド(商品)の開発・製造



⑤地域交流事業

アイヌの人々と歴史的なつながりのあった地域等の交流



⑥観光PR事業

物産展、WEBサイト等でのアイヌ文化による観光プロモーション



⑦企画展事業

伝統舞踊の披露や伝統工芸等を展示する企画展



⑧博物館等改修事業

博物館などアイヌ文化関連施設の整備・改修



対象者

アイヌ施策推進地域計画※を策定し、国の認定を受けた市町村

※アイヌ施策推進地域計画：アイヌ施策推進法第7条に基づき市町村が策定する、地域におけるアイヌ文化の保存・継承やアイヌの伝統や歴史に関する国民の理解促進等を目的とした、文化伝承や観光振興、産業振興事業に関する5カ年計画。

対象事業

アイヌ文化への理解に資する創意工夫を活かした観光振興※のために
必要な次の事業

- ・アイヌ文化に関連した観光プロモーションの実施
 - ・アイヌ文化に関連した観光振興のためのバス運営
 - ・アイヌ文化に関連したブランド化の推進
- 等

※観光振興関連事業以外の対象事業には、文化振興事業(アイヌ文化の普及啓発、文化伝承者の育成、伝統的なアイヌ家屋の再生等)とコミュニティ活動支援事業(文化伝承等を行う場の整備、アイヌ高齢者との交流、アイヌの人々と海外先住民族との交流等)がある。

支援内容

交付金：事業費の8／10

市町村の負担部分については地方財政措置あり

支援手続スケジュール（予定）

- | | | |
|------|------------|----------------|
| ○毎年度 | 5月、9月、1月頃 | 市町村の地域計画等の申請受付 |
| ○毎年度 | 4月、8月、11月頃 | 内閣総理大臣が交付決定 |

※スケジュールは変更になる可能性あり。

【連絡先】 内閣府 大臣官房 アイヌ施策推進室
TEL : 03-3580-1788

○自然環境整備交付金事業
○環境保全施設整備交付金事業

令和8年度概算要求額：
2,011百万円

概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。

事業イメージ

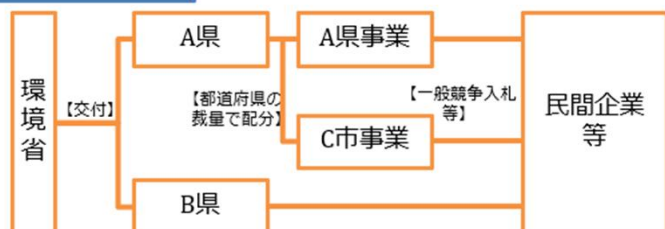
自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金



目的

「自然と共生する社会」を実現するため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。

事業スキーム



※負担割合：国立公園整備事業、長寿化対策整備事業 総事業費の2分の1
国定公園等整備事業 総事業費の100分の45

事業概要

- 自然環境整備交付金
 - 国立公園整備事業
 - ・国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備
 - 国定公園等整備事業
 - ・国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備
 - ・長距離自然歩道（国立・国定公園区域と重複する区間を除く）の歩道、標識等の整備
 - ・国指定鳥獣保護区（既着手事業の区域に限る）の自然再生施設の整備及び調査等
- 環境保全施設整備交付金
 - ・国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備

国立公園整備事業



(公衆トイレの洋式化)



(標識等の多言語表記)



(老朽化した落下防止柵の再整備)



(利用が多い荒廃歩道の再整備)

国定公園等整備事業



(植生保護のためのシカ柵の整備)



(公衆トイレの整備)



(長距離自然歩道の整備)

長寿化対策整備事業



(ビジターセンターの長寿化対策)



(展望台の長寿化対策)

対象者

自然環境整備交付金又は環境保全施設整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

対象事業

(1) 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※国立公園整備については、動物繁殖施設は対象外。

(2) 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

(3) 国立公園施設の長寿命化対策整備

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

支援内容

(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能

○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能

○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)

これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

支援手続スケジュール(予定)

都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出

→ 都道府県知事より交付申請

→ 環境大臣が交付決定

→ 都道府県(市町村)が事業実施

→ 都道府県知事より実績報告

→ 環境大臣が交付額の確定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL : 03-5521-8281

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画（市町村が作成）

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定

(文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣)

認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による重点的な支援

○補助対象拡大・国費率嵩上げ



(例)歴史的建造物の修理・買取



(例)都市公園内の城跡の復原

対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

支援手続スケジュール(予定)

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 075-451-4111
URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○伝統的建造物群基盤強化

令和8年度概算要求額：
2,097百万円

概要

重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

事業イメージ

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



たつの市龍野町伝統的建造物群保存地区の修理事例

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進

公開活用

先端技術の活用



＜秋田県 仙北市角館＞
修景事業で新築した建造物



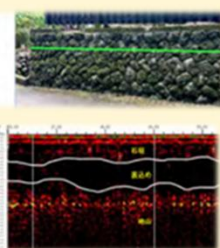
＜福島県 下郷町大内宿＞
防災事業で整備した放水銃



＜佐賀県 壺野市塩田津＞
公開活用施設



＜静岡県 焼津市花沢＞
石垣耐震補強のためのレーダー探査



文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

対象者

市町村

対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、公開活用に資する設備の整備、情報発信等を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。
- (3) 防災・耐震
重要伝統的建造物群保存地区の防災設備設置や耐震診断等。
- (4) 買上
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。
- (5) 先端技術の活用
3次元計測等の先端技術の活用による防災環境の整備等。

支援内容

- 調査、修理・修景・公開活用、防災設備等、買上、先端技術の活用
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月、6月、9月、11月
令和8年2月初頭
：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL：075-451-9665

○ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和8年度概算要求額：
12,453百万円

概要

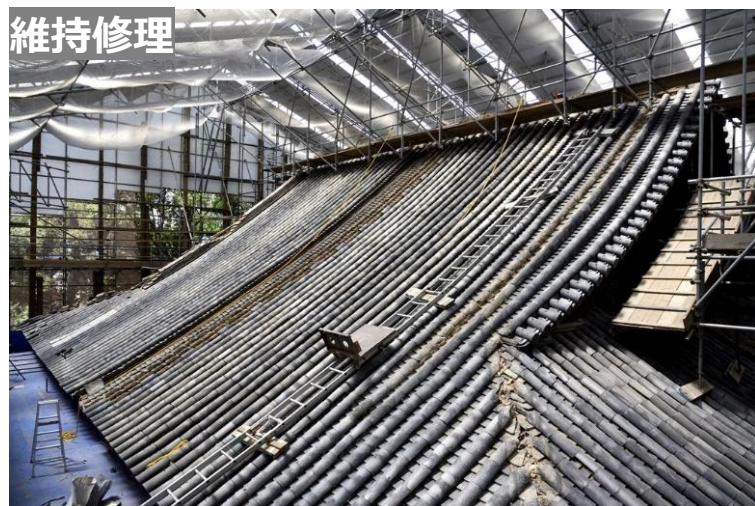
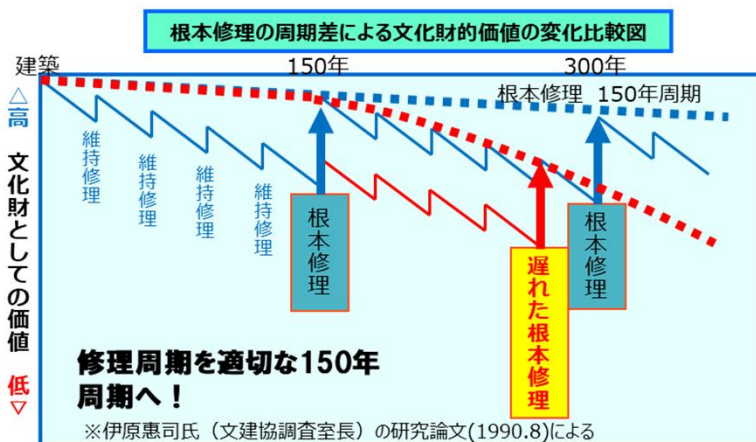
文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

事業イメージ

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。



重要文化財 知恩院勢至堂
本瓦葺解体状況（京都府）



公開活用



環境保全



先端技術活用



情報発信
(パンフレット)

対象者

文化財の所有者、管理団体など（詳細は要項を参照のこと）

対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
修理時期を捉えた修理現場の公開等
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等
- (8) 環境保全等

支援内容

- 修理、情報発信、先端技術活用、公開活用、環境保全等
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月、6月、9月、11月
令和8年2月初頭
：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課 TEL：075-451-9665

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和8年度概算要求額：
1,248百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

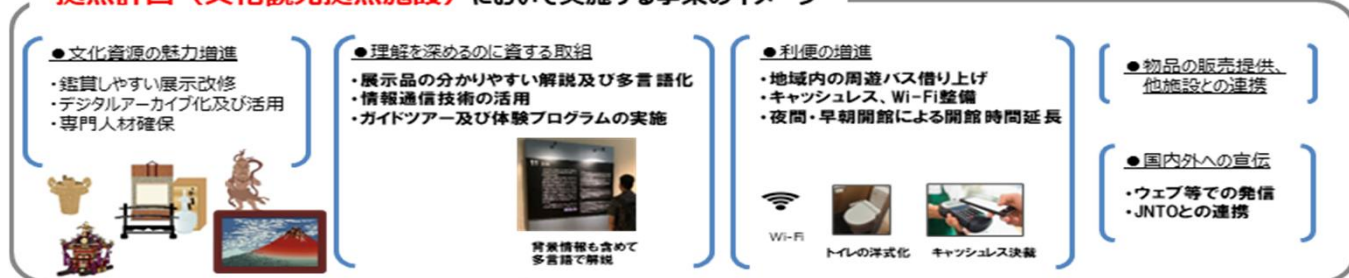
事業イメージ

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）
＜1,020百万円＞

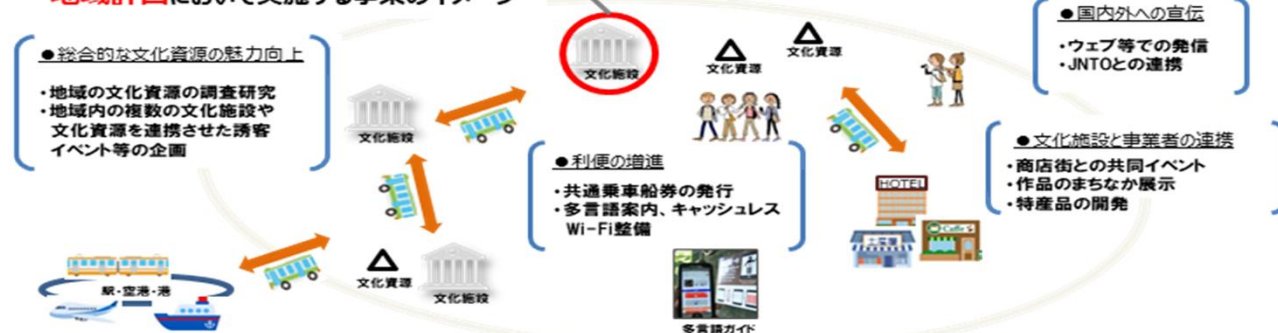
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき、主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

- ③計画の推進等のための支援（委託）
＜205百万円＞
- 計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。
- 計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。
- 計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。
- 文化観光推進法に関する周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業・支援内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
※補助率：補助対象経費の最大 2 / 3

支援手続スケジュール（予定）

- 新規申請計画（例年のスケジュール：6月～9月頃）
 - 6月頃 新規計画認定申請の公募
 - 7月頃 申請計画について、有識者による審査
申請計画の認定
 - 7月頃 認定計画に基づく事業の公募
 - 8月頃 有識者による審査を経て、採択
- 既認定計画（例年のスケジュール：2月～4月頃）
 - 2月頃 認定計画に基づく事業について、交付要望受付
 - 3月頃 有識者による審査を経て、採択

ご参考：文化庁HP

○文化観光について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)付 TEL : 03-6734-4893

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

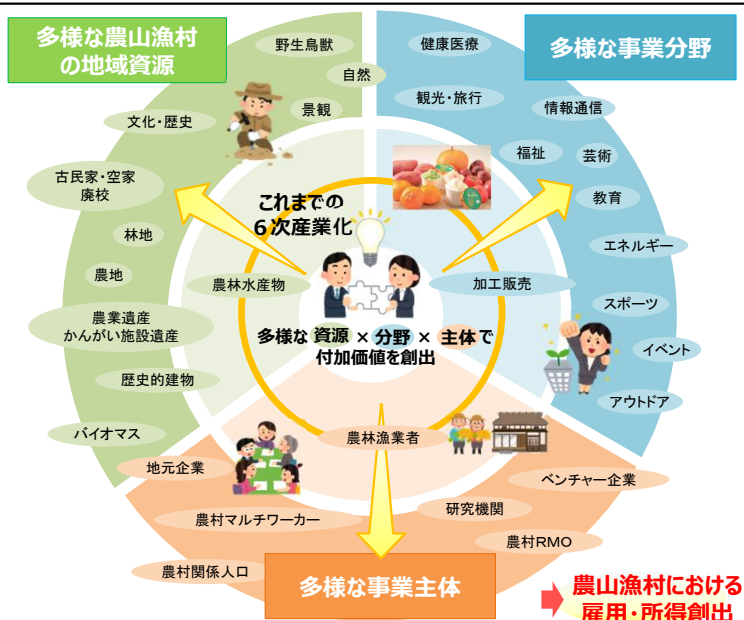
令和8年度概算要求額：8,575百万円の内数

概要

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。

事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ①地域活性化型**
地域住民による地域活性化のための活動計画づくり
- ②創出支援型**
官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発
- ③農泊推進型**
景観等を活用した観光コンテンツの開発
- ④農福連携型**
障害者等の農林水産業に関する技術の習得
- ⑤インバウンド食関連消費拡大型**
GI産品等を活用した食コンテンツの開発

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ①定住促進・交流対策型産業支援型**
農林水産物直売所の整備
農林水産物処理加工施設の整備
- ②農泊推進型**
遊休施設を活用した滞在施設の整備
- ③農福連携型**
障害者等が作業に携わる生産施設の整備
- ④インバウンド食関連消費拡大型**
食関連施設（古民家レストラン等）の整備

対象者

【ソフト支援】

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ①地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ②創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③農泊推進型：地域協議会等
- ④農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等
- ⑤インバウンド食関連消費拡大型：地域協議会等

【ハード支援】

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型：市町村、民間事業者、組合（農業、林業、漁業）等
- ②農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等
- ④インバウンド食関連消費拡大型：市町村、地域協議会の中核法人等

対象事業

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援。

②創出支援型

地域資源を活用した新商品開発、課題解決に取り組む事業者に対する専門家派遣等を支援。

③農泊推進型

農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援。

④農福連携型

障害者等の農林水産業に関する技術の習得等を支援。

⑤インバウンド食関連消費拡大型

農泊地域等が連携した受入体制構築、輸出重点品目等を活用した食コンテンツ開発等を支援。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型

農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

②農泊推進型

農泊の推進に必要な古民家を活用した滞在施設等の整備を支援。

③農福連携型

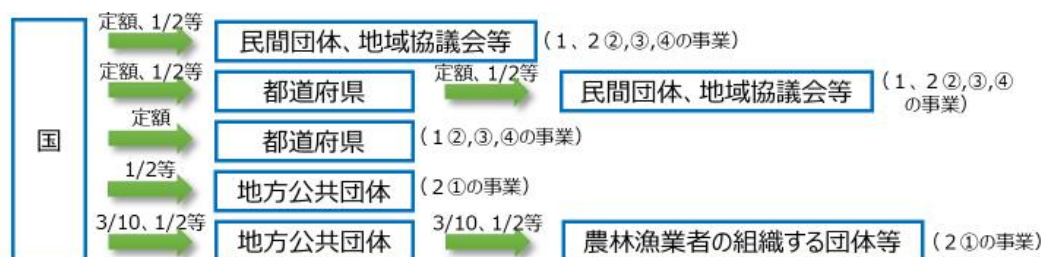
農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援。

④インバウンド食関連消費拡大型

「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う



昨年度からの変更のポイント

- ・インバウンド食関連消費拡大型を新設し、輸出拡大とインバウンド食関連消費の好循環形成に向けた、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化を目指す取組を支援。

支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。

（地域活性化型） <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

（創出支援型、産業支援型） <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/shien-38.pdf>

（定住促進・交流対策型） https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-44.pdf

（農泊推進型） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuusuishin/pdf/nouhaku_jigyo_gaiyo.pdf

（農福連携型） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-26.pdf

（インバウンド食関連消費拡大型） 公募時期は2月以降。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html#osirase

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-6744-1855

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）

令和8年度概算要求額：
8,575百万円の内数

概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。

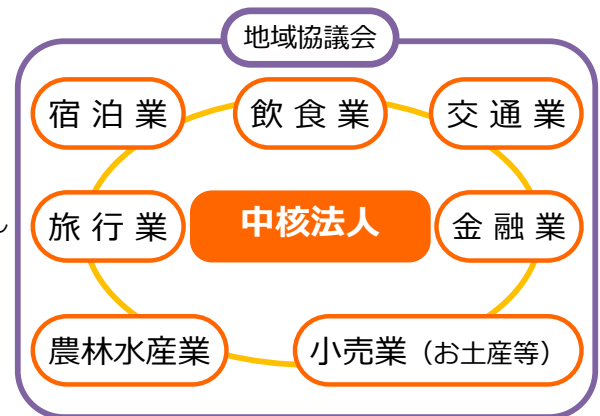
事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。
（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）



※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

対象者

- ソフト対策：地域協議会等
- ハード対策：
 - 市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
 - 農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体

対象事業

1. ソフト対策

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

- (1) 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援
- (2) 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
- (3) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。

(2) 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。



古民家を活用した滞在施設

支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年）
- (2) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））
- (3) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年 等）

2. ハード対策※1

(1) 市町村・中核法人実施型

事業期間：上限2年間

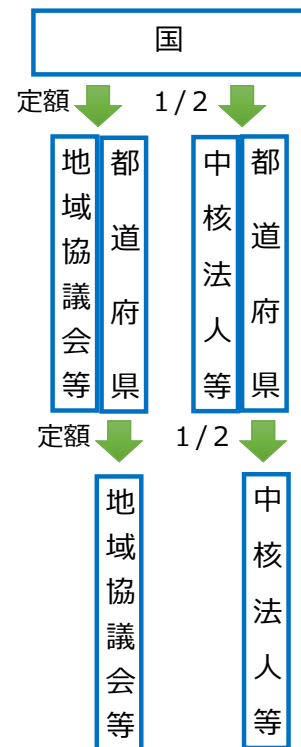
交付率：1/2（上限2,500万円※2）（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

(2) 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、(1)に関し上限200万円を、(2)に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算



(1の事業) (2の事業)

支援手続スケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃（令和7年度公募は受付終了。）

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策（インバウンド食関連消費拡大型）

令和8年度概算要求額：8,575百万円の内数

概要

農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトでのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援。

事業イメージ

農泊地域と輸出産地等の連携を促し、旅マエや旅アトとの好循環につながる取組に対して一体的に支援

SAVOR JAPAN
認定地域



農泊地域



輸出産地

体験・食事・土産品等の磨き上げ

※支援対象は下線部分

国外への情報発信



地域の食文化や景観等を
一体的に発信

旅
ナ
カ



地域ならではの
体験や食事を楽しむ

越境ECサイトへの登録



日本食・食材のファンになってもらい
輸出拡大・訪日リピートにつなげる

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（インバウンド食関連消費拡大型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）

対象者

1. ソフト対策：地域協議会等
2. ハード対策：市町村、地域協議会の中核法人等

対象事業

1. ソフト対策

(1) インバウンド食関連消費拡大推進事業

農泊地域等が連携した受入体制の構築、海外のニーズ調査、GI産品や輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、インバウンドの周遊に必要なデマンド交通の実証、モニターツアーの実施、観光コンテンツのOTA登録※1、土産品の越境ECへの登録等を支援。

(2) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）

インバウンド向けのガイドなどを担う地域外の人材（研修生）や地域内に無い専門知識を持つガイド等（専門家）を活用し、来訪者の満足度向上を図る取組を支援。



GI産品等を活用した食コンテンツ・観光ツアーの開発

2. ハード対策

(1) 地域資源活用価値創出整備事業

1による「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設（古民家を活用したレストラン、輸出に寄与する加工施設、飲食業の生産性向上に資する省力化施設等）の整備を支援。



空家を活用した加工場の整備

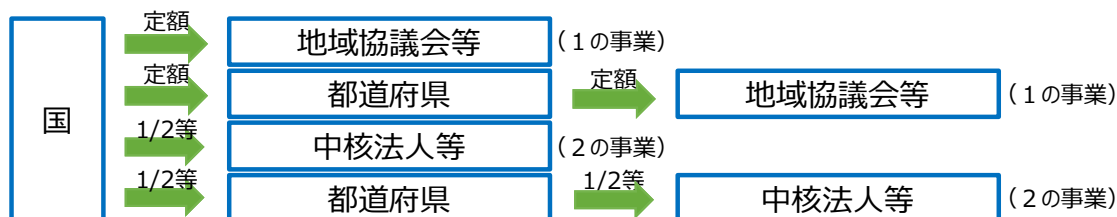
支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,500万円（500万円（年基準額）×事業期間））
- (2) 事業期間：上限3年間、交付率：定額（研修生タイプは上限250万円/年、専門家タイプは上限650万円/年）

2. ハード対策

- (1) 事業期間：上限3年間
 交付率：1/2等※1（上限2,500万円※2/事業期間）
 ※1 中山間地域等：交付率55%
 ※2 遊休資産の改修：上限5,000万円



支援手続スケジュール（予定）

公募時期：2月以降

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946